

平成26年(ワ)第11499号 損害賠償請求事件

原告 大野佳奈子

被告 医療法人高寿会 外1名

原告準備書面(8)

平成28年2月16日

大阪地方裁判所 第22民事部合議1係御中

原告訴訟代理人

弁護士 高橋典明

弁護士 上出恭子

弁護士 和田香

第1 被告高寿会の平成27年12月16日付け準備書面に対する認否反論

1 「第2 安全配慮義務違反について」に対して

(1) 「1. 具体的予見可能性」に対して

ア 「(1)」について

一般論として、安全配慮義務違反の責任を負う前提として危険発生の予見可能性があったこと、及び結果回避可能性があったことを要することは認める。

イ 「(2)」について

被告高寿会が認識していた事情について不知。

被告高寿会が亡輝民が実習によるストレスで精神障害に罹患しうることについて予見可能性がなかったとの点については争う。

ウ 「(3)」について

被告高寿会は亡輝民の自殺について予見可能性がなかった、亡輝民がうつ病に罹患したこともないと主張するが否認し、争う。

そもそも、本件における予見の対象は、「精神障害を発症させ得る過重な負荷を伴う実習」である。

2 「2. 原告が主張する義務違反について」に対して

(1) 「(1)」について

被告高寿会は安全配慮義務違反は存在しないと主張するが争う。

(2) 「(2)」について

被告高寿会は、担任教員に対し、明石教員が亡輝民が平成24年次の実習で失踪してから星田南病院での実習終了までの状況を報告し、診断書(甲4)、事情説明書(甲8)、始末書(甲12)及び誓約書(甲13)を確認してもらったと主張するが不知。

仮に、被告高寿会が担任教員にこれらの書類を確認させていたとしても形式的に引き継がれただけであれば何ら意味がない。亡輝民が実習中に負荷が大きくなったことが原因で心因性健忘を発症し、遁走したこと、医師が「実習については、負荷が大きくなりすぎないように、相談しながら進めて」いくことを意見していることから(乙1・診療情報提供書)、実習中に負荷が大きくなりすぎないようにする必要があることを引き継ぐことが必要である。

ところが、被告高寿会は、担任教員が平成24年次の失踪のときも週一度の教務会議で報告されて「おおよそ把握していた」こと、また、明石教員が亡輝民が平成24年次の実習で失踪してから星田南病院での実習終了までの状況を報告し、診断書(甲4)、事情説明書(甲8)、始末書(甲12)及び誓約書(甲13)を確認してもらった、という形式的な引き継ぎのみ主張しており、それ以上の引き継ぎをしなかったことが見て取れる。また、原告準備書面(6)記載のとおり、明石教員も担任教員に対し具体的な引き継ぎをしていない。

したがって、被告高寿会が「適切な引き継ぎ」を懈怠したことが明らかである。

(3) 「(3) 適切な実習先の選定義務の主張について」に対して

被告高寿会が辻クリニックについてどのような実習先として把握していたかについて、知らないし否認する。

被告高寿会は、「適切な実習先」の主張が不明であると主張するが、否認する。本件では、被告高寿会は亡輝民が実習で「負荷が大きくなりすぎ」と「病的」な精神状態になる(乙1)ということ把握していたのであるから、「負荷が大きくなりすぎ」ないような実習先を選択することが重要であった。

この点、理学療法士の実習が一般的に厳しく、メンタル不全や不適應が多発していること、改善の必要があることについては、理学療法士の業界で従前より指摘されており、被告高寿会も理学療法士の育成機関として当然熟知している事項である(甲22～24)。

そのため、被告高寿会は、亡輝民が前年の実習中に負荷が大きくなりすぎて心因性健忘を発症し、遁走したという特性に鑑みて特に慎重に実習先を選定する必要があった。

ところが、被告高寿会は、亡輝民の実習先を決めるに当たって自宅から通えること、診療時間が他院より短いこと、同窓生が在職していることを検討したと主張するが、いずれも形式的な要素に過ぎず、亡輝民の特性に鑑みた検討をしなかったことが明らかである。

また、被告高寿会は、他院と比較して辻クリニックの診療時間が短いことも考慮したと主張するが、被告高寿会が作成した報告書(甲5)の4頁・2013年6月26日に担任教員が亡輝民に送付したメールには「実習の開始時間と終了時間ですが、調べて伝える事は出来るのですが、O君やBさんに聞いてもらうことで」と記載されており、被告高寿会が辻クリニ

ックの診療時間を把握した上で亡輝民の実習先を選定した訳でなかったことが明らかである。この点、臨床総合実習指導要綱（乙2）によれば、実習時間は「原則として8時30分から17時30分まで」（乙2・6頁）である。しかし、辻クリニックでは、実習生は火曜日・木曜日・土曜日は7時30分から13時までが実習時間であったものの、月曜日・水曜日・金曜日は夜診があるため7時30分から20時30分まで拘束されたのであり、むしろ負荷が高かったといえる。

また、同窓生が勤務していることについても、そのことが直ちに亡輝民の心理的負荷を軽減することにならない。亡輝民はNバイザーと同窓であるにしても面識はなかったし、同級生であったA氏についても本来は亡輝民も同時期に卒業して理学療法士として働いていて然るべきであることからすれば、実習先でA氏が理学療法士として働いている様子を見ることは焦りを感じさせる側面もあったといえる。

（4）「（4）実習時期の選定について」に対して

被告高寿会は、1回分の実習単位が足りない留年生は、第Ⅲ期か第Ⅳ期のいずれか1回の総合実習にしか参加できず、第Ⅳ期の総合実習に参加するのが通常であって、亡輝民もそのようにしたため、実習時期の選定について安全配慮義務違反はないと主張するが否認する。

しかし、仮に第Ⅲ期か第Ⅳ期のいずれかの実習にしか参加できないとしても、被告高寿会では何らかの原因（病気等）で実習が当初予定されていた期間内に終了しない場合は再調整を行うなどして実習を完了させる運用がなされていた実体があった。

そのため、9月からの第Ⅲ期の実習であれば、不測の事態が起きても柔軟な対応が可能であった。しかし、11月からの第Ⅳ期で実習を行うと、1か月半の実習期間中、万が一のことが起きた場合に翌年3月の卒業及び国家試験までに必要な実習日数を確保できない危険が高い。

そのため、文字通り後がない亡輝民にとっては、11月から1か月半の実習を成功させなければならないことが高い心理的負荷になったことは明らかである。

また、留年生が第Ⅳ期からの実習のみ受講できるという法律上の定めはなく、単に被告高寿会の便宜のために留年生は第Ⅳ期の実習をあてがわれていたに過ぎない。

実習回数についても、被告高寿会は、留年生が2回、実習に行ける扱いにすることは現役生と公平を失すると主張するが、留年生は1年間留年をするというある種のペナルティを受け、現役生より長く勉強を続けた者である。現役生であれば9月以降、卒業予定日までに2回の実習の機会があるのであるから、同じ授業料を支払う留年生にも当該2回の実習の機会を与えることの方がよほど公平である。一般的な大学であっても、復学後の単位取得が制限されることはなく、単位の取り過ぎで卒業できないというようなこともない。実習回数を1回に限定することに合理性はなく、被告高寿会の都合に過ぎない。

(5) 「(5) 実習開始時に実習先に伝えた事項について」に対して

ア 被告高寿会は、亡輝民が「精神疾患に罹患した既往を有し、あるいは精神疾患に罹患しやすいこと」を認識しておらず、辻クリニックにもその旨伝達しなかったと主張した上で、必要な伝達は被告一裕会に行った、と主張する。

原告は、被告高寿会が被告一裕会にどのような伝達を行ったかは不知であり、同被告の主張内容から窺い知ることしかできない。

しかし、被告高寿会が亡輝民について「精神疾患に罹患した既往を有し、あるいは精神疾患に罹患しやすいこと」を認識しておらず、辻クリニックにもその旨伝達しなかったというのであれば、それは安全配慮義務違反を自認するものであるといえる。

イ すなわち、被告高寿会は、平成24年次の実習で亡輝民が失踪した後、ちかまつクリニックに対し、当時の担任である明石教員を通じて「大野輝民君の精神状態は理学療法士になるための病院実習に耐えていけるでしょうか？また、下記のような実習における身体活動と期間は、いつ頃から実施可能でしょうか？」（下線部は、原告代理人による。）と問い合わせを行っている。つまり、被告高寿会は、亡輝民の精神状態が悪化して失踪したと把握していたことが明らかである。

被告高寿会は、当該問い合わせに対するちかまつクリニックの医師からの診療情報提供書に実習とアルバイトを行ったため睡眠不足による過労状態が生じたと記載されているため、「負荷」とは身体的負荷であると考えるのが通常であったと主張するが、詭弁である。そもそも、被告高寿会が医療法人であり医学の専門家であることに照らせば、「心因性健忘」という診断名を見れば、被告高寿会において亡輝民の精神的負荷にも注意しなければならないことが分かる。

また、被告高寿会は、亡輝民に平成24年次の失踪について事情説明書（甲8）を作成させ、内容を確認している。事情説明書には、失踪した原因について、「実習中悩んでいたこと」が「担当患者様の評価」であったこと（甲8・6枚目）、「毎日レポートを出し、進展がみられないと指摘」されるなどして焦っていたこと（同上）、睡眠がとれなかったこと（同上）、「年齢的な事もあり、チャンスは一度しかないという事を考えており、常に後がない、追いつめられたような気持ち」があったこと（同上）、そのような中でバイザーに相談ができなかった理由について「何かを相手に訴えかけたりする時、必要以上に、迷惑だったらどうしよう、などと考えすぎてしまいます。学校でしたら、そんな事で悩まず、分からなければ聞こう、と思うのですが、実習の場では、そのように考えることができないでございました」（甲8・8枚目）、「気付

くのが遅いのですが、もっと周囲を頼るべきだった」（同・7枚目）と記載されており、亡輝民が実習に失敗したら後がないという焦りの中で、実習先で担当患者の評価について悩み、バイザーに尋ねることもできず、心理的な負荷の中で遁走に至ったことがわかる。

当該平成24年次の実習中の遁走の経緯は、まさに翌年の辻クリニックでの実習で亡輝民が悩みを抱えた状況と同じである。

さらに、被告高寿会も認めるとおり実習には精神的プレッシャーがかかり、その程度が過度になって実習が原因でメンタル不全や不適應が多発していること、改善の必要があることについて多くの指摘がなされていること（甲22～24）は既述のとおりである。

したがって、被告高寿会は身体的負荷だけではなく、精神的負荷についても過度とならないように辻クリニックに必要な申し入れ、環境調整を行う必要があったにも拘わらずそれを懈怠した責任がある。

ウ 被告高寿会は、亡輝民について、「過重な負荷は厳禁」との医師の指示等を認識したことはなく、辻クリニックに対しそのような伝達をしていないし、する義務もないという主張を行うが、当該主張自体が被告高寿会の問題意識の欠如を如実に示すものである。

学生がどのような者であったとしても、実習で「過重な負荷」を与えることは許されないことであり、医師の指示がなくても、「過重な負荷」がかかる実習に学生を赴かせたり、実習が「過重な負荷」であってもやむを得ない、とすることは教育機関としての安全配慮義務に反することは当然である。

エ 本件で原告が問題としているのは、被告高寿会が主張するような「過重な負荷は厳禁」という伝達でもなければ、「精神的プレッシャーをかけないように」とか「精神的プレッシャーは適切でない」という伝達でもない。

亡輝民は、辻クリニックに実習に行くまで、実習が中断となった平成24年次に平野若葉会クリニック病院以外にも4箇所の病院で実習を無事に終了させている。亡輝民は、辻クリニックにおける実習の1つ前の実習先であり、平成24年11月5日から同年12月21日までの期間に実習に行った星田南病院では、国家資格を取得して卒業した後、就職することが内定していた。このように、亡輝民は、実習における精神的プレッシャーにおよそ耐えられないような精神の持ち主ではない。

しかし、亡輝民は、平成24年次の実習中、年齢的な問題もあって後がないと追い詰められた気持ちで実習に臨み、担当症例の評価に悩み、作成したレポートに毎回駄目出しをされ、バイザーに相談することも憚られて一人で悩んだ挙げ句、心因性健忘を発症し（甲8）、実習が中断となって1年間留年している。なお、亡輝民は、平成24年次の実習中、アルバイトに行った事実はないし、そもそも実習中はアルバイトをするような時間的余裕もない。

被告高寿会は、亡輝民が辻クリニックで実習するに際し、平成24年次よりも年齢的なことや金銭的なことなどから、再度失敗することはできないというプレッシャーが強く生じていることを認識し、又は容易に認識することが可能であった。

特に、被告高寿会は、平成20年9月に、亡輝民と同様に当時30歳の男性の生徒が実習先でのいじめが原因で実習が続けられなくなり、結局は亡輝民と同様に連絡が取れなくなった上、山中で自殺するまでに追い込まれた事件の経験があった（甲11）。被告高寿会は、当該事件について遺族から提訴されていた。そのため、被告高寿会は、実習中の生徒が実習先で強い心理的負荷を被って自死に追い込まれる可能性があることを十分に認識していたという特殊性がある。亡輝民の本件自殺は、被告高寿会にとっては2件目の実習中の自殺である。

オ したがって、被告高寿会は、実習中に心因性健忘を発病して遁走に至った経験がある亡輝民については、注意してその実習が適正・安全に進められるよう適宜、実習先に必要な申し入れ、環境調整を行うべきであった。

ところが被告高寿会は、辻クリニックに対し「前年度の実習にて連絡が取れなくなった旨を伝え、優秀であるが頑張りすぎるところがあるので様子を見ながら指導してもらおうよう」依頼し（乙４・１枚目）、「一つの物事に思いこんでしまいやすく、柔軟な考えがしにくい学生で、昨年一度実習先からいなくなったことがある」という情報提供をしたのみである（乙５・１枚目）。

そのため、Nバイザーは「実習のはじめに、大野くんが去年の実習中に実習先から逃げたことがあると聞いていたので、なぜそのようなことになったのかの経緯を教えて欲しい」と亡輝民に説明を求めた（乙５・１枚目、下線は原告代理人による。）。亡輝民は、実習中の負荷が原因で心因性健忘に至って自分でも分からないまま遁走したのであるが、“逃げた”という表現からはNバイザーが担任教員からの説明を受けて、亡輝民に努力不足などの問題があつて実習が終了しなかつたと受け止めたことが見て取れる。

亡輝民が遁走したのは、担当症例患者の評価でバイザーとうまく意思疎通ができず、毎日レポートで進展がないなどと指摘されたことを１人で悩んだことが原因であつたことは事情説明書（甲８）からも明らかであつたのだから、被告高寿会としては亡輝民が実習先バイザーとの意思疎通を良好に保てるように申し入れをしたり、環境調整をすべきであつた。ところが、被告高寿会はそのような配慮を全く行わず、むしろNバイザーに亡輝民が「実習先から逃げた」学生であるという印象を与えたのであるから、配慮を懈怠したことは明らかである。

(6) 「(6) 実習開始後のフォローについて」に対して

ア 被告高寿会は、実習開始後、亡輝民が「帰らされかけ」たことなどをメールで相談したり、実際に実習中に辻クリニックから学校に帰ってきて相談したりしていたにも拘わらず、電話でNバイザーと話をしたのみで実際に実習地に赴いて亡輝民とNバイザーら辻クリニックとの間を取り持つなどして対応しなかったことについて、「亡輝民を勇気づけ、やる気や自信を取り戻させるための方策」であり、「何ら責められるべき点はない」と実習開始後のフォローに問題がなかったと主張するが否認し、争う。

イ 亡輝民は、性格が真面目で成績も優秀であるが、「一つの物事に思いこんでしまいやすく、柔軟な考えがしにくい学生」(乙5・1枚目)で、当時39歳と学生としては比較的高齢になってから資格を取って再出発しようという再就職組であるにも拘わらず、前年度の実習が中断になって留年し、辻クリニックの実習が中断になって失敗することを強く恐れているということは被告高寿会も把握していた。

その亡輝民が、辻クリニックから「帰るか」と実習の中断を示唆されて、平成25年11月14日にまずは電話をして、電話が繋がらなかったためにメールで担任教員に対し「帰らされかけ」たこと「予想通りプレッシャーが強い環境で、一次評価で苦勞しています。気を使いすぎて思うように考えられない、抜けが出てしまっている状態です。」と状況を説明して「他校の実習生が体調不良で今日欠席でしたが、昨日話した感じだと、バイザーとの関係で悩んで来るのが辛いようでした。」(乙4・1枚目)と述べて、亡輝民自身が辻クリニック、ひいてはバイザーとの関係で悩んでいることを示唆して訴えている。被告高寿会は、当該メールの末尾に亡輝民が「愚痴になってしまっしまい申し訳ありません。明日も頑張ります。」と述べていることについて「言っても仕方の

ないことだと自認し、明日も頑張ると前向きな姿勢を見せているのであって、原告が主張するような具体的窮状が訴えられているとは捉えがたい」と主張するが、詭弁である。通常、生徒が教員に対し、バイザーから実習の中断を意味する「帰らされかけ」たこと、プレッシャーが強く、バイザーとの関係を悩んでいることを相談してきたことからすれば、その後の「愚痴になって・・・」のくだりは39歳であり、社会人経験もある亡輝民が担任教員に気を遣って付記したものであり、「言っても仕方ない」と諦めているのではなく「どうにかして欲しい」と必死に訴えかけていると捉えるのが通常である。

ウ さらに、当該メールの翌日である同月15日、亡輝民は、実際に実習中にNバイザーから帰るように言われて、学校に帰った。このように実習中に学校に戻ると、実習が中断されて単位を取得できない可能性があることから、亡輝民からすると最も避けたい事態であった。そのため、学校に戻ってきた亡輝民は、いわばストレスの極限状態にあったといえる。

ところが、被告高寿会は、担任教員が亡輝民にNバイザーに言いたいことがあるかと聞いて、亡輝民からNバイザーの声が小さくて近づいてもよいかという希望があるということを知り出して、それを電話でNバイザーに伝えたことで問題が解決したと主張するのである。

しかし、亡輝民が担任教員にメールで相談していた内容や学校に戻ってきた経緯からして、亡輝民が悩んでいたことの本質がNバイザーの声が小さくて聞き取れないことになく、Nバイザーが心理的プレッシャーをかけてくることにあることは明らかであった。しかも、担任教員がいくらNバイザーに求めることを電話で伝えてくれると申し出てくれたとしても、学生である亡輝民が実習がまだ終わっていない中で、Nバイザーの指導態度について直接要望を出すことは極めて困難であることも明

白であった。

エ 亡輝民がNバイザーの指導態度に大きな心理的負荷を受けていたことは、辻クリニックから学院に戻った際に担任教員に提出した、事の次第を書き綴った顛末書（甲6）からも明らかである。すなわち、亡輝民は、以下のように記載し、Nバイザーとの関係に悩んでいることを吐露している。被告高寿会としては、亡輝民の記載内容を読めば、少なくとも亡輝民の認識では、Nバイザーとの関係で実習の中止に関わる問題が生じて学院に戻ってきた状態であって、Nバイザーの指導態度に相当切羽詰まった心境でいることを把握できた。

① 11月13日

「11月12日（火）のデイリーを提出したのですが、その中に担当症例の方についてのものは作っておらず、お叱りを受けました。・・・
・「これはボイコットしているのと一緒」と指摘されました。そして、「今日はもう見せたくない。帰るか」と言われました。その後、30分程、リハ室の角のスペースで待機していましたが、最終的には謝罪し、受け入れて頂きました。その際、次やったら終了と言われました。」

亡輝民は、前日の12日に担当症例の痛覚検査をした際、Nバイザーから「何をしているのか」と聞かれ、説明をしようと話している途中で遮られ、「意味がないから中止」と言われて検査が中止になっている。この13日に関する記載は、亡輝民は、同日のデイリーに担当症例についての記載をしなかったところ、Nバイザーから記載がないのが「ボイコットしているのと一緒」であり、辻クリニックでの施術の様子等を「もう見せたくない」から「帰るか」と言われた、というものである。亡輝民は、実習をボイコットするためにデイリーに記載しなかったわけではない。ところが、Nバイザーから「ボイコット」という亡輝民にとっては思いがけない評価をされて実習の中止を意味する「帰るか」という言葉をかけられ、

帰るに帰れない状況の中、「30分程、リハ室のスペースで待機」した上、「最終的には」謝罪を受け入れてもらい、「次やったら終了」、つまり実習は中断で単位はやらない、と言われたというのである。

当該やり取りにおいて、仮に亡輝民が担当症例についてデイリーに記載しなかったことが問題であったとしても、それまで順調に実習を進め、真面目な態度でいた亡輝民が実習をボイコットするために記載しなかったとNバイザーが真に評価したものとは考え難い。また、デイリーに記載すべきであったというのであれば、そのことを指摘すれば足りる。ところが、記載がないことをもって、実習を「ボイコットしているのと同じ」などと評価してみせて、「今日はもう見せたくない。帰るか。」と言えば、実習生である亡輝民が実習が中断になったり、悪い評価を受けて単位が取得できないのではないかと恐れることはNバイザーにとっても明らかであった。Nバイザーは、30分程亡輝民がリハ室の角に立っていることも認識していた筈であるが、謝罪する亡輝民に対し「次やったら終了」と述べたというのである。担当症例について痛覚検査が中断したことをデイリーに記載しなかったことが実習中の学生について実習を中止しなければならない程の重大な非違行為でないことは明らかである。このような些細なことで実習が中止されて、ひいては単位を取得できないかもしれないということで、亡輝民の緊張は極度に達していたことは容易に推測される。

② 11月15日

「朝礼前にデイリーをN先生、K先生に提出し、本日用担当症例様への検査内容を伝え、了承されました。朝礼後、N先生より、症例様についてのものが出ていないと言われました。前日お休みでしたので、デイリーは作っていない事、自宅でレポートの叩きを作っていた事を伝えましたが、「みてなければ出さないでいいのか？」と聞かれ、返事に窮していると「無視するのか？」といわれました。お詫びしたの

ですが、帰るように言われました。その後、クリニックを出ました。」

これは、前日の14日に症例患者が辻クリニックを受診に来なかったため、同日のデイリーには当該患者について記載しなかったところ、Nバイザーから「みていなければ出さないでいいのか？」と言われ、返事に窮していると「無視するのか？」と詰められて謝罪も受け入れられず、学院に「帰る」よう言われた、という記載である。

しかし、1日毎に当日の出来事を記載する日誌であるデイリーに、よほど事前に担当症例については来院しなかった日についてもデイリーに記載するよう注意喚起を受けていなければ、来院していない患者について記載しようと思う者はいないのが通常である。亡輝民が同日のデイリーに担当症例の患者について記載しなかったのは無理もないことである。

また、仮に担当症例については来院しなかった場合であってもデイリーに記載すべきというのであれば、記載しないといけないということ伝えればよい。そうでなければ、どうして記載しなかったのかと聞かれても、なぜデイリーに来院してもいない患者について記載する必要があるのか疑問が生じるのが通常であって、むしろどうして記載しなければならないのか質問したいと思うのが一般である。

ところが、Nバイザーは、「みてなければ出さなくてもいいのか？」と亡輝民に問いかけ、答えに窮しているのをみて「無視するのか？」と非難し、実習の中止を意味する「帰る」よう述べた、というのである。

亡輝民は、この出来事で、Nバイザーの指導態度に強い理不尽さを感じたことが容易に推測される。この時点で、亡輝民が学院に帰っており、亡輝民がNバイザーの人間関係に強いストレスを感じていることが明白である。

オ 被告高寿会にとって、当該やり取りを経て一度実習を中断して学校に戻った亡輝民が、再度辻クリニックに戻ってNバイザーの下で実習を再開することは大変勇気が要ることであることは、明らかであった。

そのため、被告高寿会としては、一旦は電話でNバイザーとやり取りをしたにしても、担任教員がNバイザーに会いに行ったり、亡輝民の実習の様子を確認に行くなどして、亡輝民が辻クリニックで円滑に実習を再開できるようすると共に、亡輝民が新たな強い心理的負荷を被らないよう実習の環境を調整する義務があった。

ところが、被告高寿会は、電話でNバイザーの声が小さいので近づいてよいことの確認をしたことをもって、必要な配慮を尽くしたと主張するのであるから、上記義務の懈怠は明らかである。

3 「3 因果関係について」に対して

被告高寿会は、自死直前に亡輝民と辻クリニックのスタッフとの間に何らかのトラブルが生じた事実がなく、問題なく実習が続いており、原告が被告高寿会の義務違反として主張する行為の時期から自死まで相当の期間が経過しているため、被告高寿会の義務違反と結果との間に事実的因果関係すらないと主張するが否認し、争う。

そもそも、亡輝民とNバイザーら辻クリニックのスタッフとの間の精神的緊張関係が解消された事実がなく、実習が問題なく続いていたものではない。

また、亡輝民は平成25年11月5日から始まった実習中の出来事が原因でうつ病を発病し、同月11月30日の午前1時頃に死亡しているのであって、事実的因果関係が否定されるほど、出来事から「相当の期間」が経過した後に死亡した事案でもない。

さらに、亡輝民は症例発表が予定された日に失踪し、自死しており、心理的負荷となる出来事が全く見られない中で自死したものでもない。

本件は、被告高寿会の安全配慮義務の懈怠により亡輝民の自死という結果が生じたことについて相当因果関係が明らかである。

第2 求釈明

- 1 神戸地方裁判所平成22年(ワ)第778号事件・大阪高等裁判所平成26年(ネ)第1621号、同第2181号控訴、同付帯控訴事件の判決及び尋問調書を提出されたい。なお、被告高寿会関係者以外の個人名等についてはマスクされることに異議はない。

【求釈明の理由】

上記事件は、平成20年9月に被告高寿会の生徒が実習中、実習先でのいじめを苦にして自殺した事件である。当該事件は本件との類似性が多く、被告高寿会の責任が認容されている。

被告高寿会は、本件で被告高寿会が亡輝民に対する安全配慮義務の前提となる予見可能性及び結果回避可能性が存在しなかったと主張しているところ、当該予見可能性及び結果回避可能性の有無の判断において、上記資料は極めて重要である。

- 2 過去の自殺事件を受けて被告高寿会として実習に関して何かしら対策を講じたか、講じた場合はその内容を明らかにされたい。

【求釈明の理由】

被告高寿会は、実習が生徒にとって一般的に精神的負荷が高く、メンタル疾患やメンタル不全が発生していることを当然把握していたところ、実際に平成20年9月に生徒が実習中のトラブルが原因で自殺に至った経験を有するのであるから、当該事件を受けて実習中の生徒に対し如何なる対応を図ったか、またその内容は被告高寿会の安全配慮義務の履行の有無の判断において重要である。

- 3 近畿リハビリテーション学院開校時から平成26年3月までの間における、2年生から3年生の進級時に留年した者、及び3年生から卒業ができなかった留年生の数とその内、実習が終了しなかったことが原因である者の数とその実習が終了しなかった理由を明らかにされたい

【求釈明の理由】

2年生から3年生、3年生から4年生の進級時の留年は、実習の単位が取得出来なかった者の割合が多いと推測され、その単位取得ができなかった理由を被告高寿会は把握しているはずである。当該理由は、被告高寿会が否定する予見可能性及び結果回避可能性の有無の判断にとって重要である。

- 4 辻クリニックの実習終了時アンケートを提出されたい。なお、生徒の個人名についてマスキングされることに異議はない。

【求釈明の理由】

被告高寿会が辻クリニックについて如何なる情報を把握していたかは、本件における安全配慮義務の履行の有無の判断において極めて重要である。

以上